

# 福岡市公共工事にかかる事故報告要領

本要領は、本市が発注する工事、修理及び委託業務（公共工事にかかる地質調査、測量業務、設計業務、維持管理業務等）（以下「公共工事」という）及び本市との協定に基づき、施設整備公社が発注する工事における事故発生時の報告に関する要領であり、事故に関する報告について、市及び工事受注者等双方で迅速・適切な対応を図ることを目的とするものである。

## 1 工事受注者等の事故への対応

工事受注者等は、工事現場等で事故が発生した場合、人命救助及び二次災害の防止を第一として、別紙の対応フローに基づき現場において必要な措置を講じるとともに、本要領に定める報告を各局監督担当課に行うこと。

## 2 用語の定義

この要領において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「報告」とは、電話等による通報、様式 1「事故速報」の電子メール等による速報（速報第一回、経過報告）及び、様式 1「事故速報」（最終版）、様式 2「事故報告書」による最終的な報告をいう。
- (2) 「休業日数」とは、負傷・疾病による療養のため、働くことができなかった日数をいう。
- (3) 「労働災害」とは、業務上の事由又は通勤途上で、負傷・疾病・死亡する災害のことをいう。
- (4) 「工事受注者等」とは、工事又は委託業務等の契約の相手方をいう。

## 3 報告を要する事故の範囲

この要領において、報告の対象とする事故は、公共工事において発生した表一1 の何れかに該当する事故とする。

## 4 事故発生時の報告

### (1) 通報

- ① 工事受注者等は、事故等が発生した場合、人命救助、二次災害の防止、事故現場の現状保存、関係機関への通報等必要な措置を行ったうえで、直ちに監督担当課に通報する。
- ② 監督担当課長は、死亡等の重大な事故（表一3に規定するレベルⅢ）の場合、前号による通報を受け、直ちに市民局防災企画課長及び財政局技術監理課長に通報する。

### (2) 速報

- ① 工事受注者等は、(1) ①の通報後速やかに、監督担当課長に様式 1「事故速報」（速報第 1 回及び経過報告）による速報を行う。

- ② 監督担当課長は、前号の速報を受け速やかに、財政局技術監理課長にその写しを送付する。  
なお、速報の場合は決裁を要しない。

(経過報告の回数は修正版もカウント。(例)速報第2回の修正：速報第3回)

発生した事故が死亡等の重大な事故(表-3に規定するレベルⅢ)の場合、監督担当課長は、前号による速報を受け、必要に応じて市民局防災企画課長にその写しを送付するとともに、報道課と協議のうえ緊急時広報を行う。

### (3) 最終的な報告

- ① 工事受注者等は、事故後の措置及び再発防止策の検討後、速やかに監督担当課長に様式2「事故報告書」による最終的な報告を行う。
- ② 監督担当課長は、前号の最終的な報告を受けた場合、様式2「事故報告書」に記載された内容について事実関係を確認のうえ、様式2-1 報告書(事故原因及び見解)を作成し、速やかに財政局技術監理課長に様式2(写し)とともに送付する。

### (4) 財政局契約監理課・検査課及び水道局契約課、交通局財務課との情報共有

- ① 財政局技術監理課長は、監督担当課からの速報、最終的な報告を受け、速やかに財政局契約監理課長、検査課長にその写しを送付する。なお、水道局、交通局発注工事の事故の場合、水道局契約課、交通局財務課にもその写しを送付する。
- ② 契約監理課長は、公共工事に関わる事故・災害等の報道や関係機関等からの情報を得た場合は、技術監理課長に送付するなど相互に情報共有を図る。

### (5) 事故発生現場の安全確認、指導

- ① 公共工事安全推進員は、最終的な報告を受けた後、事故発生現場の安全確認、指導を実施する。
- ② 監督担当課長は、公共工事安全推進員より指導を受けた場合は、指導内容に基づく事故発生現場の改善を速やかに行い、公共工事安全推進員に報告する。

### (6) その他

事故発生が夜間、休日の場合や市民からの通報等にも迅速に対応できるよう、各局・区における緊急時の連絡体制の整備を行うとともに、関係部署間の連携について日頃から配慮すること。

## 5 「建設工事事務データベース」(SAS システム)への登録について

表-2に規定する「建設工事事務データベース(国土交通省 大臣官房 技術調査課)」(以下「SAS システム」という。)への登録を要する事故の場合は、インターネット利用による登録を併せておこなうものとする。なお、SAS システムによる登録については、監督担当課入力後に工事受注者等において行うものとする。

登録先アドレス <https://sas.hrr.mlit.go.jp/>

※ ログインID、パスワードは技術監理課から監督担当課に連絡。

附 則

この要領は、平成22年3月10日から施行する。

平成24年4月18日一部改正

平成25年4月16日一部改正

平成27年4月20日一部改正

平成28年4月18日一部改正

令和 4年4月25日一部改正

令和 5年4月26日一部改正

表一1 報告を要する事故

事故の分類	事故の定義
<p>(1) 労働災害（工事作業に起因して、工事関係者が死傷した事故）</p>	<p>工事作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事関係作業に起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。また、資機材・工場製品輸送作業（以下「輸送作業」という。）に起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>※工事作業場：工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいう。</p> <p>※隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域</p>
<p>(2) もらい事故（第三者の行為に起因して、工事関係者が負傷した事故）</p>	<p>工事区域において、工事関係者以外の第三者の行為に起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p>
<p>(3) 死傷公衆災害（工事作業に起因して、工事関係者以外の第三者が死傷した事故）</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して工事関係者以外の第三者が死傷した事故。</p>
<p>(4) 物損公衆災害（工事作業に起因して、工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して第三者の資産に損害を与えた事故。</p>
<p>(5) その他 (労働安全衛生規則第 96 条関係で報告が定められている事故等)</p>	<p>事業場又はその附属建設物内において、火災又は爆発の事故、その他クレーン、ゴンドラ、ボイラー等に関する事故や不発弾が発見された場合など。</p>

表一2 事故の分類と報告様式

○：報告(登録)を要する、×：報告(登録)不要

事故の分類	レベル	区分	事故速報 様式1	事故報告書 様式2	労働基準 監督署 への報告	建設工事事 故データベース への登録
労働災害	I	休業日数4日未満	○	○	○	×
	II、III	休業日数4日以上				○※注3
もらい事故	I	休業日数4日未満	○	○	×	×
	II、III	休業日数4日以上			○	○※注3
死傷公衆災害	II、III	休業日数4日未満	○	○	必要に応じ 報告	×
		休業日数4日以上				○
物損公衆災害	I	軽微なもの ※注1	○	○		×
	II、III	その他				○※注3
その他 ※注2	I~III	第96条関係など	○	○	○	×

※休業日数や事故の影響など速報第1回の時点で未確定の場合、経過報告等の情報を受け、技術監理課と監督担当課の協議により、レベルや報告方法等を決定する。

※注1。「物損公衆災害」で報告を要する軽微なものとは、第三者の資産に損害を与えた事故により、第三者の死傷に繋がる可能性がないもの。

ただし、第三者の死傷に繋がる可能性はないものの、水道管の破損や架空線の接触による切断などにより第三者（二次被災者）への被害や周囲への影響が大きい場合はその他に区分する。

（例）水道管（給水管）などの破損で周囲への影響（断水等）が小さい場合（範囲が1件）は軽微なもの。それを超えるもの（配水管の破損など）については、その他に区分する。

※注2。「その他」で報告を要するものは、労働安全衛生規則第96条関係で労働基準監督署への届出（報告）が必要なものや、不発弾の発見等報道による注意を促す必要があるものなど。

（例）クレーンのワイヤロープ切断に伴う事故など、労働基準監督署への届出（報告）を行う必要があるもの。

※注3。建設工事事故データベースへの登録は、レベルII以上とする。ただし、物損公衆災害においては第三者（二次被災者）の死傷に繋がる可能性が高いものに限る。

表-3 レベル区分

レベル	区分	内容
I	軽微な事故	休業4日未満の人身災害（ただし、死傷公衆災害を除く）、並びに物損災害のうち第三者（二次被災者）の死傷に繋がる可能性が少ない、若しくは被害・影響が小さい場合など
II	重度の事故	休業4日以上の人身災害（ただし、死傷公衆災害は死亡以外全て）、並びに物損災害のうち第三者（二次被災者）の死傷に繋がる可能性が高い、若しくは被害・影響が大きい場合など
III	死亡等 重大な事故	人身災害のうち被災者が死亡した場合。クレーンの転倒などによって大規模な交通規制を生じさせたり、基幹的インフラの破損により広域にわたる供給停止を生じさせる等、社会的に大きな影響を生じさせた事故や、その他、市民から大きな注目を集めることが考えられる事故などの場合。
IV	—	レベルIIIのうち、事故原因究明や事故防止対策の検討に高度な判断を要するものとして、別途の対応が必要となる場合など

## 労働安全衛生規則

## 【参考】

(事故報告)

第九十六条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第二十二号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 事業場又はその附属建設物内で、次の事故が発生したとき
    - イ 火災又は爆発の事故（次号の事故を除く。）
    - ロ 遠心機械、研削といしその他高速回転体の破裂の事故
    - ハ 機械集材装置、巻上げ機又は索道の鎖又は索の切断の事故
  - ニ 建設物、附属建設物又は機械集材装置、煙突、高架そう等の倒壊の事故
  - 二 令第一条第三号のボイラー（小型ボイラーを除く。）の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準ずる事故が発生したとき
  - 三 小型ボイラー、令第一条第五号の第一種圧力容器及び同条第七号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき
  - 四 クレーン（クレーン則第二条第一号に掲げるクレーンを除く。）の次の事故が発生したとき
    - イ 逸走、倒壊、落下又はジブの折損
    - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
  - 五 移動式クレーン（クレーン則第二条第一号に掲げる移動式クレーンを除く。）の次の事故が発生したとき
    - イ 転倒、倒壊又はジブの折損
    - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
  - 六 デリック（クレーン則第二条第一号に掲げるデリックを除く。）の次の事故が発生したとき
    - イ 倒壊又はブームの折損
    - ロ ワイヤロープの切断
  - 七 エレベーター（クレーン則第二条第二号及び第四号に掲げるエレベーターを除く。）の次の事故が発生したとき
    - イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
    - ロ ワイヤロープの切断
  - 八 建設用リフト（クレーン則第二条第二号及び第三号に掲げる建設用リフトを除く。）の次の事故が発生したとき
    - イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
    - ロ ワイヤロープの切断
  - 九 令第一条第九号の簡易リフト（クレーン則第二条第二号に掲げる簡易リフトを除く。）の次の事故が発生したとき
    - イ 搬器の墜落
    - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
  - 十 ゴンドラの次の事故が発生したとき
    - イ 逸走、転倒、落下又はアームの折損
    - ロ ワイヤロープの切断
- 2 次条第一項の規定による報告書の提出と併せて前項の報告書の提出をしようとする場合にあっては、当該報告書の記載事項のうち次条第一項の報告書の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。

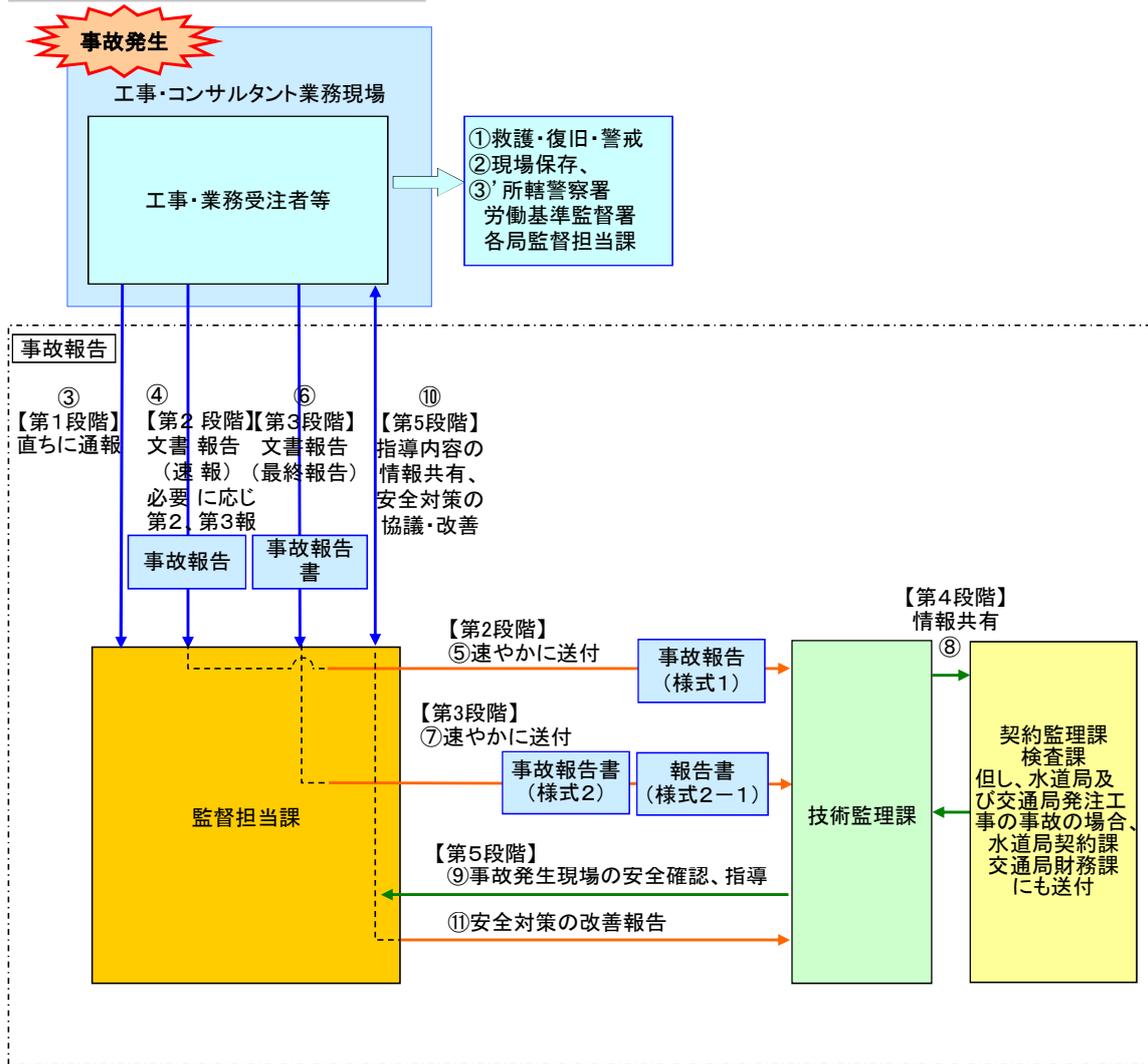
(労働者死傷病報告)

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

# レベルI 軽微な事故の場合

## 工事等事故対応フロー

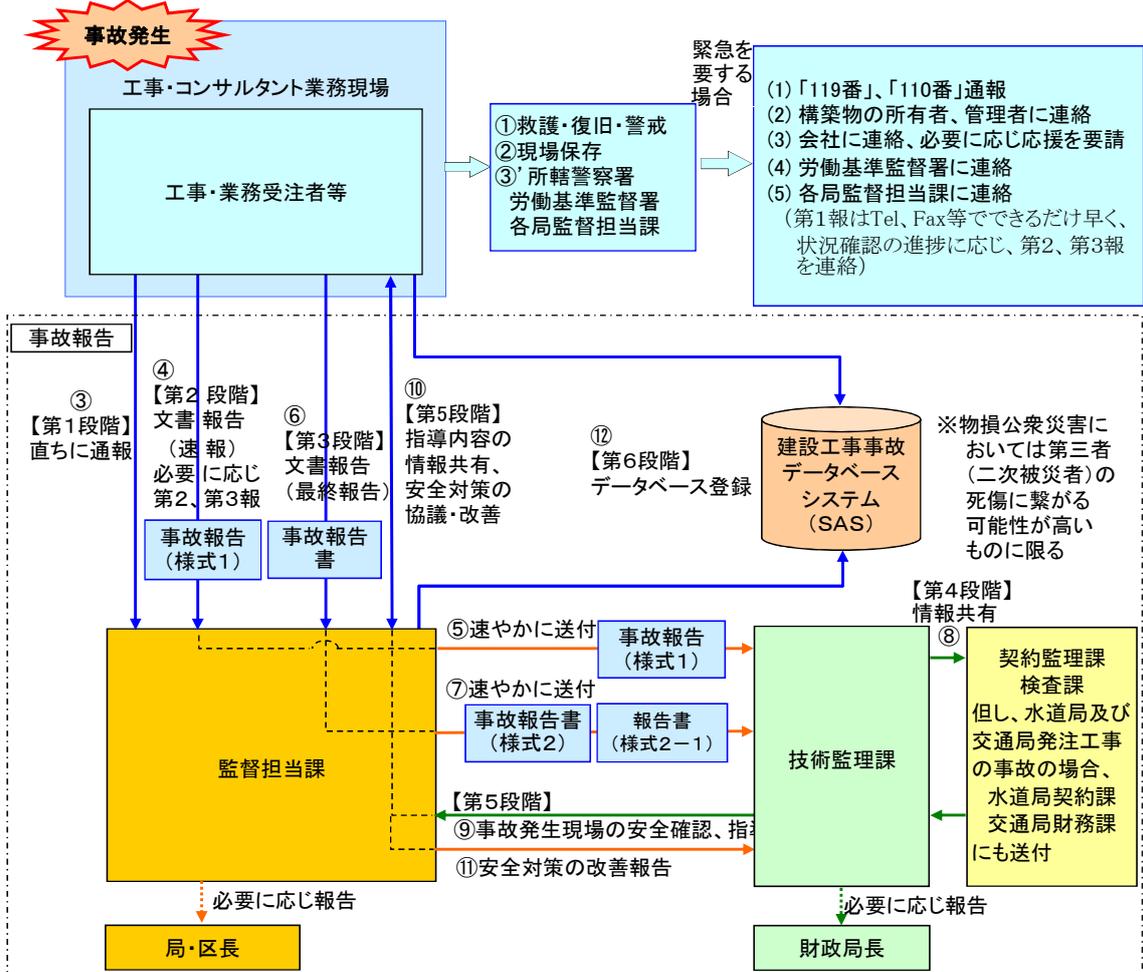


誰が	いつ	どうする
<b>第1段階 現場対応・直ちに連絡(通報)</b>		
工事受注者等	①	発生(発見)後直ちに 事故現場で「人命救助」「復旧」「警戒」等を指示する(人命救助、二次災害の防止を第一に)
	②	事故現場の現状保存(立ち入り禁止措置等)を指示する
	③	①～②の措置後素早く 事故及び災害の発生状況、事故の程度を把握するため現地確認、関係者からの事情聴取を行い、各局監督担当課職員(委託監督員含む)及び各関係先に通報する
	③'	先方の指示により 警察、労基署、施設管理者及び関係先の現地調査、事情聴取に対応する
<b>第2段階 文書報告(速報)</b>		
工事受注者等	④	③が終わり次第速やかに 各局監督担当課に「事故報告」(様式1)により報告する(必要に応じて第2、第3報する)
監督担当課	⑤	④を受け速やかに 技術監理課に「事故報告」(様式1)の写しを送付する(技術監理課は必要に応じ情報収集)
<b>第3段階 文書報告(最終報告)</b>		
工事受注者等	⑥	③'が終わり次第速やかに 各局監督担当課に「事故報告書」(様式2)により最終報告する
監督担当課	⑦	⑥を受け速やかに 技術監理課に「事故報告書」(様式2)の写し及び「報告書」(様式2-1)を送付する
<b>第4段階 契約監理課・検査課への情報共有</b>		
技術監理課	⑧	⑤⑦を受け速やかに 契約監理課・検査課に「事故報告」(様式1)、「事故報告書」(様式2)の写し、「報告書」(様式2-1)を送付する(但し、水道局及び交通局発注工事の事故の場合、水道局契約課、交通局財務課にもその写しを送付する)
<b>第5段階 事故発生現場の安全確認、指導等</b>		
技術監理課	⑨	⑦を受け速やかに 監督担当課に対し、公共工事安全推進員による事故発生現場の安全確認、指導を実施
監督担当課	⑩	⑨を受け速やかに 公共工事安全推進員による指導内容を受注者と共有し、それに基づき、現場の安全対策について協議し、改善を行う
監督担当課	⑪	⑩が終わり次第速やかに 受注者との協議結果を基に行った安全対策の改善報告を行う

※事故報告(様式1)の内容等から受注者への指導事項がないと技術監理部が判断した場合は、その時点で監督担当課へ通知し、⑥以降の手続きは不要となります。

# レベルII 重度の事故の場合

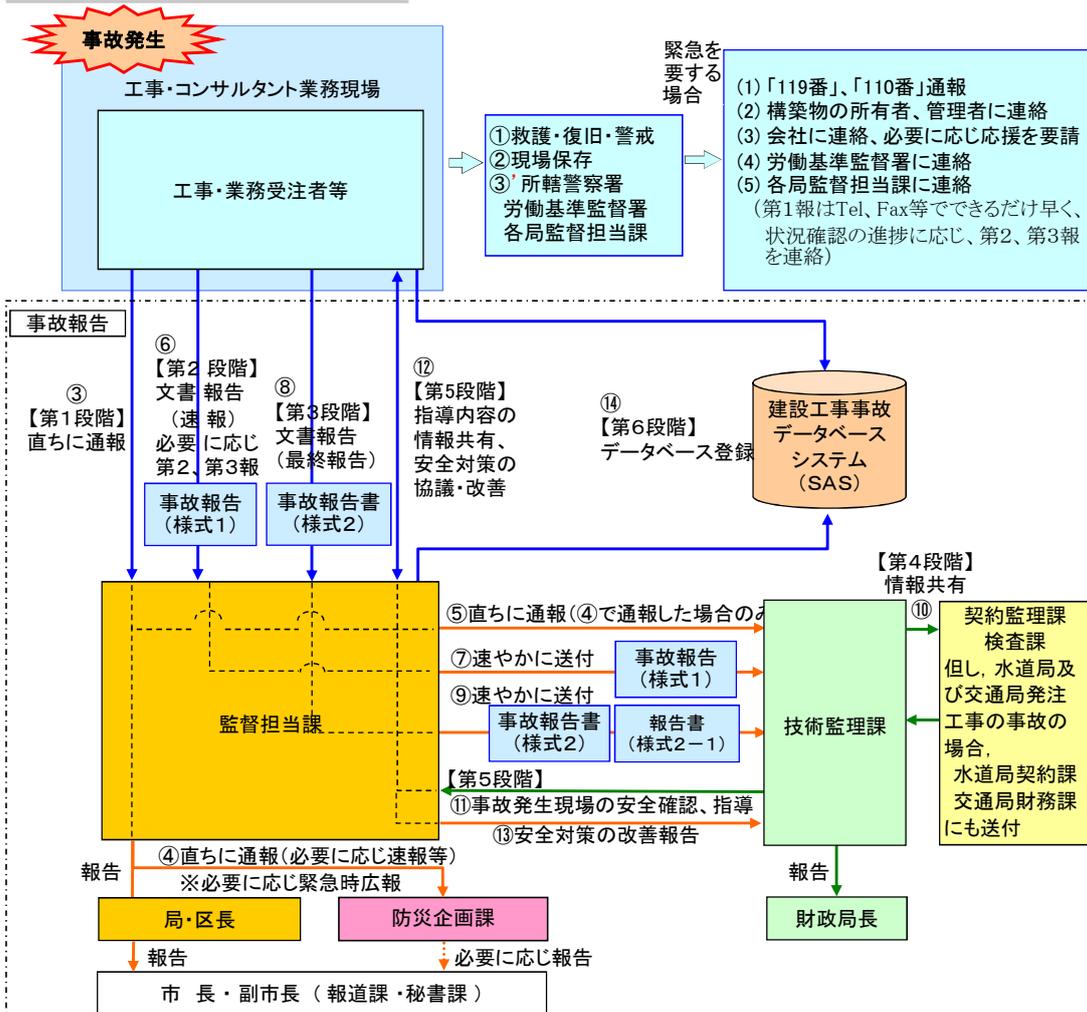
## 工事等事故対応フロー



誰が	いつ	どうする
<b>第1段階 現場対応・直ちに連絡(通報)</b>		
工事受注者等	①	発生(発見)後直ちに 事故現場で「人命救助」「復旧」「警戒」等を指示する(人命救助、二次災害の防止を第一に) 緊急を要する場合 (1) 「119番」「110番」に通報し救急車、消防車、パトカー等の出動を要請 (2) ガス管、水道管、電気及び電話ケーブルの切断、交通量の多い幹線道路を封鎖した場合等は110番、119番通報と同時に施設管理者に連絡 (3) 会社に連絡(応援要請等) (4) 労働基準監督署に連絡(休日、夜間でも連絡する) (5) 各局監督担当課に通報(Tel・Faxで可、状況に応じて第2、第3報を連絡)
	②	事故現場の現状保存(立ち入り禁止措置等)を指示する
	③	①～②の措置後素早く 事故及び災害の発生状況、事故の程度を把握するため現地確認、関係者からの事情聴取を行い、各局監督担当課職員(委託監督員含む)及び各関係先に通報する
	③'	先方の指示により 警察、労基署、施設管理者及び関係先の現地調査、事情聴取に対応する
<b>第2段階 文書報告(速報)</b>		
工事受注者等	④	③が終わり次第速やかに 各局監督担当課に「事故報告」(様式1)により報告する(必要に応じて第2、第3報する)
監督担当課	⑤	④を受け速やかに 技術監督課に「事故報告」(様式1)の写しを送付する(技術監督課は必要に応じ情報収集)
<b>第3段階 文書報告(最終報告)</b>		
工事受注者等	⑥	③'が終わり次第速やかに 各局監督担当課に「事故報告書」(様式2)により最終報告する
監督担当課	⑦	⑥を受け速やかに 技術監督課に「事故報告書」(様式2)の写し及び「報告書」(様式2-1)を送付する
<b>第4段階 契約監督課・検査課への情報共有</b>		
技術監督課	⑧	⑤⑦を受け速やかに 契約監督課・検査課に「事故報告」(様式1)、「事故報告書」(様式2)の写し、「報告書」(様式2-1)を送付する但し、水道局及び交通局発注工事の事故の場合、水道局契約課、交通局財務課にもその写しを送付する
<b>第5段階 事故発生現場の安全確認、指導等</b>		
技術監督課	⑨	⑦を受け速やかに 監督担当課に対し、公共工事安全推進員による事故発生現場の安全確認、指導を実施
監督担当課	⑩	⑨を受け速やかに 公共工事安全推進員による指導内容を受注者と共有し、それに基づき、現場の安全対策について協議し、改善を行う
監督担当課	⑪	⑩が終わり次第速やかに 受注者との協議結果を基に行った安全対策の改善報告を行う
<b>第6段階 データベース登録 ※物損公衆災害においては第三者(二次被災者)の死傷に繋がる可能性が高いものに限る</b>		
監督担当課	⑫	⑪が終わり次第速やかに 建設工事事故データベースシステム(SAS)により「事故状況調査」「発注者事故報告書」を登録する
工事受注者等	⑫	⑪が終わり次第速やかに 同システムにより「受注業者事故報告書」を登録する

# レベルⅢ 死亡等重大な事故の場合

## 工事等事故対応フロー



誰が	いつ	どうする
<b>第1段階 現場対応・直ちに連絡 (通報)</b>		
工事受注者等	①	発生 (発見) 後直ちに 事故現場で「人命救助」「復旧」「警戒」等を指示する (人命救助、二次災害の防止を第一に) 緊急を要する場合 (1) 「119番」「110番」に通報し救急車、消防車、パトカー等の出動を要請 (2) ガス管、水道管、電気及び電話ケーブルの切断、交通量の多い幹線道路を封鎖した場合等は110番、119番通報と同時に施設管理者に連絡 (3) 会社に連絡 (応援要請等) (4) 労働基準監督署に連絡 (休日、夜間でも連絡する) (5) 各局監督担当課に通報 (Tel・Faxで可、状況に応じて第2、第3報を連絡)
	②	事故現場の現状保存 (立ち入り禁止措置等) を指示する
	③	①～②の措置後素早く 事故及び災害の発生状況、事故の程度を把握するため現地確認、関係者からの事情聴取を行い、各局監督担当課職員 (委託監督員含む) 及び各関係先に通報する
	③'	先方の指示により 警察、労基署、施設管理者及び関係先の現地調査、事情聴取に対応する
	④	通報を受け直ちに 死亡等重大な事故の場合は、市民局防災・危機管理課へ通報を行うこと。なお、速やかに報道課と協議のうえ、緊急時広報の対応を行うこと。(参考 福岡市危機管理計画、パブリシティの手引き)
監督担当課	⑤	上記で通報した場合は、技術監理課へ通報 (技術監理課は必要に応じ情報収集)
<b>第2段階 文書報告 (速報)</b>		
工事受注者等	⑥	③が終わり次第速やかに 各局監督担当課に「事故報告」(様式1)により報告する (必要に応じて第2、第3報する)
監督担当課	⑦	⑥を受け速やかに 技術監理課に「事故報告」(様式1)の写しを送付する (技術監理課は必要に応じ情報収集)
<b>第3段階 文書報告 (最終報告)</b>		
工事受注者等	⑧	③'が終わり次第速やかに 各局監督担当課に「事故報告書」(様式2)により最終報告する
監督担当課	⑨	⑧を受け速やかに 技術監理課に「事故報告書」(様式2)の写し及び「報告書」(様式2-1)を送付する
<b>第4段階 契約監理課・検査課への情報共有</b>		
技術監理課	⑩	⑦⑨を受け速やかに 契約監理課・検査課に「事故報告」(様式1)、「事故報告書」(様式2)の写し、「報告書」(様式2-1)を送付する但し、水道局及び交通局発注工事の事故の場合、水道局契約課、交通局財務課にもその写しを送付する
<b>第5段階 事故発生現場の安全確認、指導等</b>		
技術監理課	⑪	⑨を受け速やかに 監督担当課に対し、公共工事安全推進員による事故発生現場の安全確認、指導を実施
監督担当課	⑫	⑪を受け速やかに 公共工事安全推進員による指導内容を受注者と共有し、それに基づき、現場の安全対策について協議し、改善を行う
監督担当課	⑬	⑫が終わり次第速やかに 受注者との協議結果を基に行った安全対策の改善報告を行う
<b>第6段階 データベース登録</b>		
監督担当課	⑭	⑬が終わり次第速やかに 建設工事事故データベースシステム(SAS)により「事故状況調書」「発注者事故報告書」を登録する
工事受注者等	⑭	⑬が終わり次第速やかに 同システムにより「受注業者事故報告書」を登録する